

○ 指定居宅支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（案）

※今後、文言の修正があり得るものである。

1 身体障害者〔身17の19-1, 2項〕

第一章 総則

（趣旨）

第一条 指定居宅支援の事業に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第十七条の十九第一項の基準及び同条第二項の指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第十七条の六第一項の基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅支援事業者 法第四条の二第五項に規定する身体障害者居宅生活支援事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅支援事業者又は指定居宅支援 それぞれ法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者又は指定居宅支援をいう。
- 三 居宅利用者負担額 法第十七条の四第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- 四 居宅生活支援費の額 法第十七条の四第二項に規定する居宅生活支援費の額をいう。
- 五 支給期間 法第十七条の五第三項第一号に規定する居宅生活支援費（法第十七条の六第一項に規定する特例居宅生活支援費を含む。以下同じ。）を支給する期間をいう。
- 六 支給量 居宅生活支援費を支給する指定居宅支援（法第十七条の六第一項に規定する特例居宅生活支援費を支給する指定居宅支援以外の身体障害者居宅支援を含む。）の量をいう。
- 七 法定代理受領 法第十七条の五第八項の規定により指定居宅支援に要した費用が居宅支給決定身体障害者（法第十七条の五第五項に規定する居宅支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）に代わり指定居宅支援事業者に支払われることをいう。
- 八 基準該当居宅支援 法第十七条の六第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。
- 九 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅支援の事業の一般原則)

第三条 指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅支援事業者は、指定居宅支援の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 指定身体障害者居宅介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅支援に該当する身体障害者居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び食事等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第七条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明)

第八条 指定居宅支援事業者は、居宅支給決定身体障害者が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の区分、利用者に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を利用者の居宅受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、第一項の指定居宅介護の区分、契約支給量その他の必要な事項（以下「契約内容報告事項」という。）を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、居宅受給者証記載事項又は契約内容報告事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならぬ

い。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第十一條 指定居宅支援事業者は、指定居宅介護の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十二條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十三條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、居宅支給決定の有無、支給期間、支給量等を確かめるものとする。

(居宅生活支援費支給の申請に係る援助)

第十四条 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、当該者の意向を踏まえて速やかに居宅生活支援費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請について、必要な援助を行わなければならぬ。

(心身の状況等の把握)

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅支援事業者との連携)

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努

めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十七条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用者から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十九条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する利用者等に対して金銭の支払を求める能够性があるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について明らかにするとともに、利用者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

(居宅利用者負担額等の受領)

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十七条の四第二項に規定する額の支払いを受けるものとする。
- 3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常

の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(居宅生活支援費の額に係る通知等)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、市町村から指定居宅支援に係る居宅生活支援費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る居宅生活支援費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第二十二条 指定居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十三条 指定居宅介護事業所の従業者（以下この節において「従業者」という。）の行う指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を

もってサービスの提供を行う。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(居宅介護計画の作成)

第二十四条 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十五条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第二十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十七条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十八条 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指

揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十四条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第三十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要な事項

(介護等の総合的な提供)

第三十条 指定居宅介護事業者（指定居宅介護のうち専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。）は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要

な管理を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十四条 指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第三十六条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十七条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の

職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数)

第四十条 基準該当居宅支援に該当する身体障害者居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

- 2 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものにおいて基準該当居宅介護を提供する事業者にあっては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。
- 3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第四十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十二条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十三条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該居宅介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
 - 二 当該居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
 - 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合
-
- 2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書きの規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第二十四条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十四条 第1節及び第4節（第二十一条第一項、第二十五条及び第三十条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは、「第四十条第三項」と読み替えるものとする。